

表紙

特別区設置協定書について 説明パンフレット

平成 27 年 5 月 17 日（日曜日）に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。

投票日にご予定がある方は、4 月 28 日(火曜日)から 5 月 16 日(土曜日)まで、区役所等で期日前投票や不在者投票ができます。

ぜひとも投票をしてください。

平成 27 年 4 月

大阪市

「特別区設置協定書」について

大阪市長 橋下 徹

はじめに

5 月 17 日、大阪市民の皆さんを対象に住民投票が行われます。これは、3 月に大阪府、大阪市の両議会  
で承認された「特別区設置協定書」について、住民の皆さんに「賛成」か「反対」かの判断をお願いするも  
のです。「協定書」の内容は、皆さんになじみがなく、少しわかりにくいかもしれません。しかし、大阪の  
未来を決める大切な住民投票です。

ここでは、なぜ私が「協定書」を提案し、市民の皆さんの判断を求めるに至ったか、その背景にあるもの  
は何か、ということについて、大阪府知事と大阪市長、2つの役所の「長」の経験を通じた私の考えをご説  
明します。

「大阪府知事」「大阪市長」の経験を通じて

【二重行政の無駄をなくす ～無駄をなくして医療・福祉・教育の充実と大阪の発展を～】

大阪府と大阪市には二重行政の無駄がある、とよく言われます。

知事の仕事は、大阪全体の発展のために大阪府全体の仕事を行うことです。一方、市長の本来の仕事は、  
医療・福祉・教育など、住民の皆さんの身近な問題を解決し、きめ細かなサービスを提供することにあります。  
しかし、大阪市長は、こうした本来の仕事以外に、鉄道、高速道路といった、知事と同じような仕事も  
しています。大阪府と大阪市という 2つの役所は、それぞれが大きな「予算」を持ち、似たような「仕事」  
をしている。そして、2つの「仕事」が重なり合うことで、莫大な無駄を生んできました。

大阪府が 659 億円をかけて建てたりんくうゲートタワービル、大阪市が 1,193 億円をかけて建てた WTC  
ビル、2つで高さを競い合い、結局 2つとも破綻。府が関西国際空港対岸を開発すれば、市は大阪湾を埋め  
立てる。そしてその失敗のツケは市民、府民に回される。こうした例を数え上げれば、きりがありません。

「どうにかしてこの無駄を止めたい。」、そして、「そのお金を、医療・福祉・教育などの住民サービスや、  
大都市・大阪の発展のために使いたい。」、その思いが「協定書」の原点です。

【大都市戦略の必要性】

私は、小学校 4 年生まで東京に住んでいました。その頃に比べると、現在の東京の発展ぶりには、目をみ  
はるものがあります。

鉄道ネットワークはますます充実。JR 山手線内にはりめぐらされた地下鉄網と私鉄が相互に乗り入れ、  
首都圏のどこに行くにも便利です。また、新宿と羽田空港を 20 分で結ぶ「首都高速中央環状線」が、計画  
から 50 年を経て全線開通。さらには、オリンピック開催を見据え、首都圏全体を見渡したダイナミックな

都市づくりが進んでいます。

一方、大阪はどうでしょうか。大阪には、50年先の将来を見据えた、大阪全体の発展を感じさせる計画がありません。知事になって驚いたことは、「大阪市内は大阪市長の管轄、大阪市域外は大阪府知事の管轄」という役所の考え方です。しかし、大阪の発展を考えるのに、大阪市内だけを見ていては狭すぎますし、大阪市域外だけというのもおかしい話です。いつまでも市内、市外、という「縄張り」意識にとらわれず、大阪全体のダイナミックな発展を実現する大都市戦略が必要です。そのためには、大阪都市圏全体の大都市戦略の司令塔として、大阪府庁を生まれ変わらせなければなりません。

改めて、「大阪市長」として

#### 【市民の気持ちに寄り添うこと】

知事の仕事は、大阪全体を大きくとらえ、大局的に判断することにあります。市長の本来の仕事では、270万人の市民の声を聞き、しっかりと応えることが求められています。それが、選挙で選ばれた政治家の役割です。

たとえば、子どもたちの通学路の安全を守るという仕事があります。それには、通学路のどこに危険があるか、どこに防犯カメラを設置するのが効果的かといったことを、市長として知っておかなければなりません。しかし、大阪市内の学校は、小・中合わせて約430校。そのすべての通学路の状況を、1期4年という市長の任期中に、地域的心声を直接聞きながら自分の目で確かめるなど、到底できることではありません。

また、保育所や高齢者施設など、住民の皆さんに必要な施設を確保するという仕事もあります。それには、それぞれの地域の状況がどうなっているのか、住民の皆さんがどう考えているかということ、選挙で選ばれた者として、肌で感じ取っておかなければなりません。しかし、これも市長一人では限界があります。

私は、市長として仕事をする中で、ここに忸怩たる思いを持ってきました。もちろん、私のかわりに職員が地域に出かけ、資料をまとめ、私の仕事をサポートしてくれます。しかし、それぞれの地域にはそれぞれの「息づかい」があり、資料で見ると現場で感じるのとでは、大きな差があります。そして、その感覚の差が、判断にも影響します。資料をもとに下す判断では、どうしても市内一律になってしまいます。

「自分の判断は本当に住民の皆さんの気持ちに寄り添うことができているのか」という悩み、もどかしさから、「特別区の設置」という案は生まれました。「協定書」では、人口270万人の大阪市を、人口35万人から70万人までの5つの特別区に再編することとしています。たとえるなら、現在の大阪市長は「270人学級の担任」で、生徒一人ひとりの状況に対応することができていません。せめて、それを5つの学級に再編し、それぞれに担任の先生＝選挙で選ばれる「特別区長」を置いてほしい、という思いなのです。

「今のままでもできる」のか、「一から作り直す」のか

特別区を設置するためには、庁舎建設やシステムの改修などで、最初に約600億円の費用がかかると試算しています。この費用が「もったいない。」という意見もあります。

しかし、大阪府と大阪市を再編し、特別区を設置することで、

- 1 二重行政の無駄＝税金の無駄遣いが解消できること。
- 2 大阪全体の戦略をたてることで、大都市として発展の道がひらけること。
- 3 何よりも、住民の皆さんの声を汲み取り、応えることができる自治の仕組みになること。

という大きなメリットが生まれます。しかも、行政改革を進めれば、この600億円を差し引いても、17年間で2,700億円にのぼるお金を生み出すことができるのです。特別区設置は、お金の話に加えて、大阪が抱える問題を根本的に解決し、次世代のために新しい大阪を創り上げる、唯一の切り札であると考えています。

また、「大阪府・大阪市のままでも話し合いにより問題は解決できる。」、あるいは、「大阪市のままでも発

展できるし、住民の意見をしっかりと汲み取ることができる。」という声も聞きます。しかし、本当に今のままで問題解決ができるのでしょうか。知事と市長、両方の経験を通じた私の考えは、上に述べたとおり、大阪府と大阪市という役所を一から作り直し、未来の大阪にふさわしい姿にしたいということです。

「今のままでもできる」のか、「一から作り直す」のか、ぜひ両方の意見に耳を傾けてください。そして、どちらの方が大阪のためになるのか、市民の皆さんお一人おひとりに判断していただきたいと思います。

## もくじ

- ・「特別区設置協定書」について
- ・特別区とは、協定書とは、今後のスケジュール
- ・協定書策定までの背景・経緯

## 1 から 11 特別区設置協定書の内容等

- 1.特別区の設置の日
- 2.特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数
- 3.特別区の概要
  - ・ I 北区
  - ・ II 湾岸区
  - ・ III 東区
  - ・ IV 南区
  - ・ V 中央区
- 4.町の名称
- 5.特別区と大阪府の事務の分担
- 6.職員の移管（特別区の職員体制）
- 7.税源の配分・財政の調整
- 8.大阪市の財産の取扱い
- 9.大阪市の債務の取扱い
- 10.一部事務組合、機関等の共同設置
- 11.大阪府・特別区協議会（仮称）～大阪府と特別区の連絡調整の場～
- 12.長期財政推計とその考え方

## よくある質問、住民説明会

- ・みなさんからよくある質問にお答えします

## <特別区とは>

特別区とは、一般の市と同じように、市民に近い行政を担う基礎的な自治体です。

また、大阪府とは、法令上の権限は重なりません。

特別区は、市民のみなさんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。

## 【 参考 】

（行政区〔皆さんがお住まいの区〕とは）

皆さんがお住まいの行政区とは、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、区長は市長が任

命する職員であり、議会を区ごとには設置することができません。また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。

（政令指定都市とは）

政令指定都市とは、国の政令で指定する人口 50 万人以上の市で、一般的な市や中核市が行う事務を超えた大阪府事務（例：児童相談所の設置等）も行うことができる自治体のことです。（例：大阪市、神戸市など）

（中核市とは）

中核市とは、国の政令で指定する人口 20 万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務（例：保健所の設置）を行うことができる自治体のことです。（例：豊中市、高槻市、東大阪市など）

＜協定書とは＞

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

＜今後のスケジュール＞

平成 27 年 5 月 17 日 住民投票〔大阪市民による特別区設置の賛否〕

賛成の票数が有効投票の半数を超える場合／移行準備約 2 年間／平成 29 年 4 月 特別区設置  
反対の票数が有効投票の半数以上の場合／特別区は設置されません

今回の住民投票は投票者数にかかわらず成立し、賛成の票数が有効投票（賛成票と反対票を合計した総数）の半数を超える場合は、特別区設置協定書に基づき大阪市が廃止され、特別区が設置されます。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

「協定書策定までの背景・経緯」

大阪府・大阪市では、長年にわたり、広域行政の一元化など大阪にふさわしい新たな大都市制度について検討してきました。

平成 24 年 4 月から、府・市の条例に基づき、知事、市長、府議会議員、市議会議員で構成される協議会で、大阪の実情に応じた大都市制度の実現に向けた議論を行い、国における大都市制度の法整備につなげ、平成 25 年 2 月からは、法律に基づく協議会を立ち上げ、特別区のあり方を議論のうえ、協議会において協定書（案）が取りまとめられました。

平成 27 年 2 月には、総務大臣から「特段の意見はありません」との回答を受けて、協定書を府・市両議会へ提案し、同年 3 月に両議会において承認されました。

【これまでの協議経過】

平成 24 年 4 月から平成 25 年 1 月 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（府・市条例設置） 7 回開催  
国に先駆けて、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論

- ・現在の大阪府・市における二元行政や二重行政の現状や弊害
- ・大阪市を特別区に再編する必要性と、特別区の設置による住民サービスなどへの効果等

（参考）

- ・大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成 24 年 8 月成立)

特別区を設けるための手続きなどについて定め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を創ることができる法律の制定。

- ・第 30 次地方制度調査会専門小委員会中間報告(平成 24 年 12 月)

政令指定都市では、50 年以上にわたり制度の基本的な枠組みが変更されておらず、市役所組織が大規模化し、住民との距離は遠くなる傾向。住民に身近なサービスを住民により近い組織で提供し、住民が参画しやすい仕組みの検討が必要との指摘。

平成 25 年 2 月から 大阪府・大阪市特別区設置協議会（法律設置） 23 回開催

・広域機能の一元化や特別区の設置など推進協議会での議論を踏まえ、大阪市の区域における特別区設置協定書の作成に向けた具体的な協議を実施（設置の日、区の名称・区域、財産、議会、事務分担、財政調整、職員 等）

平成 27 年 1 月 第 21 回協議会 協定書(案)の取りまとめ

平成 27 年 2 月 総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」との回答

平成 27 年 3 月 府・市両議会で特別区設置協定書を承認

## 1.特別区の設置の日

- ・特別区の設置の日は、平成 29 年 4 月 1 日です。

現在の大阪市域に 5 つの特別区が誕生することになります。

## 2.特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

- ・特別区の名称・区域、本庁舎（主たる事務所）の位置と議員定数は次のとおりです。

北区 本庁舎は現大阪市役所本庁舎 所在地は北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

湾岸区 本庁舎は現港区役所 所在地は港区市岡 1 丁目 15 番 25 号 ATC ビルの賃借により新たな庁舎の確保が必要

東区 本庁舎は建替中の城東区役所 所在地は城東区中央 3 丁目 5 番 建設により新たな庁舎の確保が必要

南区 本庁舎は現阿倍野区役所 所在地は阿倍野区文の里 1 丁目 1 番 40 号 建設により新たな庁舎の確保が必要

中央区 本庁舎は現西成区役所 所在地は西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号 建設により新たな庁舎の確保が必要

- ・北区の区域は、大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区で、特別区議会議員の定数は 19 人
- ・湾岸区の区域は、大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区のうち南港北 1 丁目から 3 丁目、南港東 2 丁目から 9 丁目、南港中 1 丁目から 8 丁目、南港南 1 丁目から 7 丁目の区域に限るで、特別区議会議員定数は 12 人
- ・東区の区域は、大阪市城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区で、特別区議会議員の定数は 19 人
- ・南区の区域は、大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区のうち湾岸区となる区域を除くで、特別区議会議員定数は 23 人
- ・中央区の区域は、大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区で、特別区議会議員の定数は 13 人  
各特別区議員の報酬は市条例（昭和 31 年条例第 32 号）に規定する報酬額の 3 割減

## 【ひとくちメモ】

現在、大阪市の 24 区役所及び保健福祉センターで実施している事務は、住民の方々の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。

### 3－Ⅰ 北区の概要

#### 【特別区の区域】

都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区

#### 【人口】

628,977 人（平成 22 年国勢調査）

#### 【面積】

46.94 平方キロメートル

#### 【本庁舎（主たる事務所）】

現大阪市役所本庁舎

#### 【支所等】

現都島区役所、現北区役所、現淀川区役所、現東淀川区役所、現福島区役所、現東淀川区役所出張所  
現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。

#### 【区議会議員の定数】

19 人

#### ・北区の主要統計

#### 【人口等】（平成 22 年国勢調査等）

人口 628,977 人

将来推計人口（平成 47 年） 568,422 人

昼間人口 961,509 人

年齢別人口比

15 歳未満 10.7%

15 から 64 歳 69.4%

65 歳以上 19.9%

世帯数 332,363 世帯

昼夜間人口比 153%

面積 46.94 平方キロメートル

#### 【産業】（平成 24 年経済センサス等）

全産業の総生産額（平成 21 年） 6 兆 6,354 億円

全産業の事業所数 54,555 か所

全産業の従業者数 717,444 人

商業販売額 14 兆 7,991 億円

工業出荷額 1 兆 1,781 億円

【子育て・教育】（平成 25 年大阪市学校基本調査等）

保育所 85 ヲ所

幼稚園 43 園

小学校 64 校

中学校 29 校

高等学校 15 校

大学・短期大学 5 校

3－Ⅱ 湾岸区の概要

【特別区の区域】

此花区、港区、大正区、西淀川区の全域、住之江区のうち南港北 1 丁目から 3 丁目、南港東 2 丁目から 9 丁目、南港中 1 丁目から 8 丁目南港南 1 丁目から 7 丁目の区域に限る

【人口】

343,986 人（平成 22 年国勢調査）

【面積】

58.39 平方キロメートル

【本庁舎（主たる事務所）】

現港区役所

【支所等】

現此花区役所、現大正区役所、現西淀川区役所、現住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナー  
現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。ATC ビルの賃借により新たな庁舎の確保が必要です。

【区議会議員の定数】

12 人

・湾岸区の主要統計

【人口等】（平成 22 年国勢調査等）

人口 343,986 人

将来推計人口（平成 47 年） 276,686 人

昼間人口 372,363 人

年齢別人口比

15 歳未満 12.5%

15 から 64 歳 64.4%

65 歳以上 23.1%

世帯数 154,953 世帯

昼夜間人口比 108%

面積 58.39 平方キロメートル

【産業】（平成 24 年経済センサス等）

全産業の総生産額（平成 21 年） 1 兆 4,334 億円

全産業の事業所数 16,200 か所

全産業の従業者数 188,286 人

商業販売額 1 兆 1,308 億円

工業出荷額 1 兆 2,279 億円

【子育て・教育】（平成 25 年大阪市学校基本調査等）

保育所 60 か所

幼稚園 23 園

小学校 49 校

中学校 21 校

高等学校 13 校

大学・短期大学 2 校

3－Ⅲ 東区の概要

【特別区の区域】

城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区

【人口】

583,709 人（平成 22 年国勢調査）

【面積】

35.81 平方キロメートル

【本庁舎（主たる事務所）】

現在建替中の城東区役所

【支所】

現東成区役所、現生野区役所、現旭区役所、現鶴見区役所

現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。建設により新たな庁舎の確保が必要です。

【区議会議員の定数】

19 人

・東区の主要統計

【人口等】（平成 22 年国勢調査等）

人口 583,709 人

将来推計人口（平成 47 年） 477,388 人

昼間人口 547,920 人

年齢別人口比

15 歳未満 12.7%

15 から 64 歳 63.7%

65 歳以上 23.6%

世帯数 266,696 世帯

昼夜間人口比 94%

面積 35.81 平方キロメートル

【産業】（平成 24 年経済センサス等）

全産業の総生産額（平成 21 年） 1 兆 4,643 億円

全産業の事業所数 28,276 か所

全産業の従業者数 206,466 人

商業販売額 1 兆 2,873 億円

工業出荷額 7,267 億円

【子育て・教育】（平成 25 年大阪市学校基本調査等）

保育所 92 か所

幼稚園 42 園

小学校 69 校

中学校 33 校

高等学校 15 校

大学・短期大学 2 校

3-IV 南区の概要

【特別区の区域】

平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区の全域、住之江区の一部のうち湾岸区となる区域を除く

【人口】

693,405 人（平成 22 年国勢調査）

【面積】

50.73 平方キロメートル

【本庁舎（主たる事務所）】

現阿倍野区役所

【支所等】

現平野区役所、現住吉区役所、現東住吉区役所、現住之江区役所、現東住吉区役所矢田出張所、現平野区役所加美出張所・瓜破出張所・長吉出張所

現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。なお、現在の東住吉区役所矢田出張所は隣接地へ移転予定（時期は検討中）、現在の平野区役所瓜破出張所・長吉出張所は機能変更のうえ移転統合予定（時期、詳細は検討中）です。建設により新たな庁舎の確保が必要です。

#### 【区議会議員の定数】

23 人

#### ・南区の主要統計

##### 【人口等】（平成 22 年国勢調査等）

人口 693,405 人

将来推計人口（平成 47 年） 511,978 人

昼間人口 673,697 人

年齢別人口比

15 歳未満 12.9%

15 から 64 歳 62.7%

65 歳以上 24.4%

世帯数 315,466 世帯

昼夜間人口比 97%

面積 50.73 平方キロメートル

##### 【産業】（平成 24 年経済センサス等）

全産業の総生産額（平成 21 年） 1 兆 6,036 億円

全産業の事業所数 29,396 か所

全産業の従業者数 242,621 人

商業販売額 2 兆 905 億円

工業出荷額 4,765 億円

##### 【子育て・教育】（平成 25 年大阪市学校基本調査等）

保育所 102 か所

幼稚園 60 園

小学校 78 校

中学校 43 校

高等学校 22 校

大学・短期大学 7 校

### 3－V 中央区の概要

#### 【特別区の区域】

西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区

【人口】

415,237 人（平成 22 年国勢調査）

【面積】

30.60 平方キロメートル

【本庁舎（主たる事務所）】

現西成区役所

【支所】

現中央区役所、現西区役所、現天王寺区役所、現浪速区役所

現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。建設により新たな庁舎の確保が必要です。

【区議会議員の定数】

13 人

・中央区の主要統計

【人口等】（平成 22 年国勢調査等）

人口 415,237 人

将来推計人口（平成 47 年） 444,933 人

昼間人口 983,087 人

年齢別人口比

15 歳未満 8.8%

15 から 64 歳 68.9%

65 歳以上 22.3%

世帯数 242,045 世帯

昼夜間人口比 237%

面積 30.60 平方キロメートル

【産業】（平成 24 年経済センサス等）

全産業の総生産額（平成 21 年） 7 兆 6,842 億円

全産業の事業所数 60,807 か所

全産業の従業者数 837,605 人

商業販売額 18 兆 8,335 億円

工業出荷額 2,587 億円

【子育て・教育】（平成 25 年大阪市学校基本調査等）

保育所 56 か所

幼稚園 33 園

小学校 49 校

中学校 28 校

高等学校 25 校

大学・短期大学 3 校

4.町の名称 町の名称の取扱いについての考え方をお示ししています。

【基本的な考え方】

町の名称の取扱いは、地域の歴史、文化などを考慮し、平成 29 年 4 月 1 日（特別区の設置の日）までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

（参考）協議会で示した考え方やイメージ

現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があると考えられることから、一定のルールに基づいて、町名に反映します。

原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入します。

・変更前の例

大阪市 A 区 B 町 C 丁目

・変更後の例

D 区 AB 町 C 丁目

（具体例）

現在の町名と変更後の町名（案）

- ・淀川区十三本町は、北区淀川十三本町に
- ・此花区西九条は、湾岸区此花西九条に
- ・城東区中央は、東区城東中央に
- ・阿倍野区文の里は、南区阿倍野文の里に
- ・天王寺区上本町は、中央区天王寺上本町に

例外 1.北区・中央区・西区については、旧町名を引き継ぐ観点から、現在の行政区名を挿入しない

（適用例）

現在の町名と変更後の町名（案）

- ・北区 梅田は、北区梅田に
- ・中央区難波は、中央区難波に
- ・西区南堀江は、中央区南堀江に

例外 2. 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない（漢字表記も含む）

（適用例）

現在の町名と変更後の町名（案）

- ・福島区福島は、北区福島に、
- ・港区港晴は、湾岸区港晴に
- ・生野区生野西は、東区生野西に
- ・住之江区住之江は、南区住之江に
- ・浪速区浪速西は、中央区浪速西に

出典、第 15 回大阪府・大阪市特別区設置協議会（平成 26 年 7 月 9 日）

## 【ひとくちメモ】

特別区の設置が決まった場合は、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

## 5.特別区と大阪府の事務の分担

- ・地方自治体の事務には、法律等に基づいて実施しなければならない事務（住民票、生活保護など）と、地方自治体の自由な判断で実施できる事務（生涯学習、企業支援など）があります。
- ・「5.特別区と大阪府の事務の分担」では、特別区と大阪府が行う仕事の分担をお示ししています。

## 【基本的な考え方】

大阪市と大阪府で現在行っている事務について、次の考え方により特別区と大阪府で分担します。

- ・特別区は、基礎自治体として、住民に身近な事務を行います。
- ・大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務などを行います。
- ・事務の承継にあたっては、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。
- ・特別区の設置の日以後は、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性・妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めます。

## <事務の分担（イメージ）>

現在の大阪市では、住民に身近な事務と広域的な事務、両方の事務を担っています。

具体的には、住民に身近な事務として、戸籍、住民基本台帳、保育、子育て支援、児童相談所、生活保護、保健所・保健センター、地域のまちづくり、市道、地域の公園、地域の企業支援、防災、環境監視、幼稚園、小学校、中学校などがあります。また、広域的な事務として、成長戦略、博物館、広域的なまちづくり、広域的な交通基盤整備、大規模な公園、港湾、成長分野の企業支援、病院、高等学校、大学などがあります。

現在の大阪府では、広域的な事務を担っています。

具体的には、救急医療対策、職業能力開発、市町村への支援・連絡調整、警察などのほか、

大阪市でも担っている事務として、成長戦略、博物館、広域的なまちづくり、広域的な交通基盤整備、大規模な公園、港湾、成長分野の企業支援、病院、高等学校、大学などがあります。

特別区設置後は、特別区と大阪府で役割の明確化を行い、特別区（北区、湾岸区、東区、南区、中央区）では、住民に身近な事務を行います。具体的には、戸籍、住民基本台帳、保育、子育て支援、児童相談所、生活保護、保健所・保健センター、地域のまちづくり、区道、地域の公園、地域の企業支援、防災、環境監視、幼稚園、小学校、中学校などです。

一方、大阪府では、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務を行います。既存の事務では、救急医療対策、職業能力開発、市町村への支援、連絡調整、警察などです。府に一元化するものとしては、成長戦略、博物館、広域的なまちづくり、広域的な交通基盤整備、大規模な公園、港湾、成長分野の

企業支援、病院、高等学校、大学などがあります。市から移管するものとしては、消防などがあります。

#### ＜特別区設置後の特別区と大阪府の主な事務の内容＞

特別区では、以下のような、住民に身近な事務を行います。

- ・住民生活に関する事務の例として、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポート交付、地域振興、地域のスポーツ施設
- ・福祉・健康に関する事務の例として、保育、子育て支援、児童相談所、生活保護、高齢者福祉、障がい者福祉、保健所・保健センター
- ・まちづくりに関する事務の例として、地域のまちづくり（景観地区、地区計画（大規模な再開発等促進区などを除く）など）、区道、地域の公園、区営住宅
- ・産業に関する事務の例として、地域の企業支援（商店街など）
- ・消防・防災に関する事務の例として、防災
- ・環境に関する事務の例として、環境監視、ごみ収集
- ・教育に関する事務の例として、幼稚園、小学校、中学校

なお、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものは、特別区が連携して行います。（「10 一部事務組合、機関等の共同設置」参照）

また、現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。（「6 職員の移管」参照）

大阪府では、以下のような、大阪全体の成長、都市の発展及び 安心・安全に関わる事務を行います。

- ・都市経営に関する事務の例として、成長戦略、グランドデザイン・大阪
- ・都市魅力に関する事務の例として、観光、博物館、美術館
- ・まちづくりに関する事務の例として、広域的なまちづくり（都市再生特別地区、用途地域など）、広域的な交通基盤整備（鉄道、高速道路、国道・府道、空港など）、大規模な公園（大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など）、港湾、下水道など
- ・産業に関する事務の例として、成長分野の企業支援、卸売市場など
- ・消防・防災に関する事務の例として、消防
- ・健康に関する事務の例として、病院、精神保健福祉センター
- ・教育に関する事務の例として、高等学校、特別支援学校、大学

なお、現在大阪市が実施している地下鉄・バス事業は、民営化を進めていますが、平成 29 年 4 月 1 日〔特別区の設置の日〕までの間に民営化が実現されない場合は、これらの事業は大阪府が行います。

#### 6.職員の移管（特別区の職員体制）

・職員の移管とは、特別区と大阪府が実施する事務の分担に応じて、大阪市と大阪府の職員を特別区又は大阪府の職員として引き継ぐことです。

- ・「6 職員の移管」では、特別区と大阪府の職員体制の考え方をお示ししています。

#### 【基本的な考え方】

特別区及び大阪府は、新たな事務の分担に応じ、最適な職員体制を整備します。

・ 特別区は、中核市並みの権限を持ち、住民に身近な事務を行うことから、近隣中核市 5 市（大阪都市圏にあって 30 万人以上の人口を有する豊中市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市）をモデルとしたうえで、中核市の権限を上回る事務（児童相談所など）や大阪市の特性（生活保護受給世帯数が多いことなど）を考慮した体制を整えます。なお、湾岸区の職員体制は、同じ大阪湾に面している尼崎市や西宮市を含む近隣中核市を参考にしており、防災や危機管理に必要な体制も確保されます。

・ 大阪府は、現在大阪市内で行っている成長戦略、都市の発展及び大阪全体の安心・安全に関わる事務を引き継いだ後も、なお引き続き、全国でも有数の効率的な体制をめざします。

また、特別区の設置を機に、これまでの大阪市、大阪府の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施していきます。

特別区では、区長のもと、独立した自治体として運営を行うための行政組織をそれぞれ整備します。

#### <職員の移管（イメージ）>

特別区設置直前の大阪市職員合計 35,400 人の内訳は、市長部局等 13,000 人、消防 3,400 人、高等学校等 1,500 人、幼稚園・小中学校 1,600 人、下水道 1,500 人、一般廃棄物 2,700 人、保育所 1,500 人、公営企業 10,200 人です。同じく大阪府職員合計 82,400 人の内訳は、知事部局等 8,100 人、学校 51,100 人、警察 23,200 人です。

以下では、民営化等が検討されている市の幼稚園・小中学校・下水道・一般廃棄物・保育所・公営企業の計 17,500 人と府の警察 23,200 人を除いて職員の移管のイメージについて説明します。

特別区設置直前の職員数は、大阪市の市長部局等 13,000 人、消防 3,400 人、高等学校等 1,500 人と、大阪府の知事部局等 8,100 人、学校 51,100 人を合計した 77,100 人と見込んでいます。新たな仕事の分担に応じて職員を移管した結果、平成 29 年 4 月の特別区設置当初には、特別区と一部事務組合と大阪府の職員合計で 77,300 人になると見込んでいます。さらに将来のイメージとして、平成 45 年度頃には合計 75,600 人になると見込んでいます。平成 45 年度頃の概数は、【基本的な考え方】を踏まえて試算したものであり、行政改革（アウトソーシング等）を進めた場合の見込みです。それぞれの内訳は以下のとおりです。

平成 29 年 4 月の特別区設置当初における職員合計 77,300 人は、北区が 2,400 人、湾岸区が 1,600 人、東区が 2,200 人、南区が 2,600 人、中央区が 2,100 人、一部事務組合が 400 人と、大阪府が知事部局等 10,000 人、消防 3,400 人、学校 52,600 人です。

平成 45 年度頃の職員合計 75,600 人の内訳は、北区が 2,100 人、湾岸区が 1,500 人、東区が 2,000 人、南区が 2,400 人、中央区が 1,900 人、一部事務組合が 300 人と、大阪府が知事部局等 9,400 人、消防 3,400 人、学校 52,600 人です。

なお、職員数については、平成 26 年 7 月時点で試算した概数で表していますので、退職の動向や民営化等の検討の状況などにより変更があります。

#### <特別区の行政組織（イメージ）>

現在、24 区役所の区長の下には、総務部門、市民協働部門、窓口サービス部門（出張所等を含む）、保健福祉部門（出張所等を含む）があります。特別区が設置されると、5 つの特別区においてそれぞれ独立した行政組織を整備することになります。すなわち、組織の名称はイメージを表すものであり仮称ですが、特別区長の下に政策企画部、危機管理室、総務部、財政部、区民部、産業振興部、福祉部、こども部、健康部、環境部、都市計画部、建設部、会計室が設置されます。これに加えて、5 つの特別区それぞれに、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、議会事務局が設置されます。

また、住民の利便性を確保するため、住民サービスの窓口は維持することとしており、そのため現在の 2

4区単位で窓口サービス部門と保健福祉部門を担う支所等（出張所等を含む）を設置します。窓口サービス部門では、住民生活等関係（住民票等窓口サービス、区税関係、証明書の発行、区税収納など）、教育関係（就学事務）の事務を行います。保健福祉部門では、こども関係（保育所入所手続、保育料賦課徴収、子育て支援など）、福祉関係（国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出など）、福祉事務所（高齢者福祉窓口事務、障がい者福祉窓口事務、生活保護相談・申請など）、保健センター（健診、予防接種、相談、医療費助成など）の事務を行います。

## 7.税源の配分・財政の調整

- ・税源の配分とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、仕事に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配る時には特別区ごとで収入に大きな差がでないように調整することです。

- ・「7.税源の配分・財政の調整」では、特別区と大阪府の税源の配分、並びに大阪府と特別区及び各特別区間の財政の調整方法をお示ししています。

### 【基本的な考え方】

- ・各特別区で必要なサービスの提供ができる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。
- ・大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。
- ・特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合（大阪府の条例で定める割合）は、特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）〔P25 参照〕で検証します。

### <特別区の財源（イメージ）>

北区を例にあげると、みなさんに納めていただく特別区税の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税などは北区の歳入となります。みなさんに納めていただく大阪府税のうち財政調整財源である法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、および目的税である事業所税、都市計画税は大阪府の特別会計の歳入となります。また、国からの地方交付税も同様に大阪府の特別会計の歳入となります。

大阪府の特別会計で管理される財政調整財源、目的税、地方交付税はその一部が大阪市から移管した事務に使用するため大阪府の一般会計に配分されるとともに、各特別区の税収格差を是正するため、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議のうえ特別区財政調整交付金、目的税交付金として北区へ配分されます。なお、湾岸区、東区、南区、中央区も同様となります。

## 7.1 特別区と大阪府の税源の配分

地域的な税収格差が大きい法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税の5税を大阪府の税とします。その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税などは特別区の税とします。

## 7.2 特別区と大阪府の財政の調整

特別区がサービスを行うのに必要な財源を確保します。そのため、各特別区の間で収入に大きな差がでないように調整して配分します。また、大阪府は、大阪市から移管される事務を行うのに必要な財源を受け取ります。

### (1) 特別区財政調整交付金

- ・財政の調整のために大阪府が特別区に配分するのが、「特別区財政調整交付金」です。この額は、地方

自治法で、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税の収入額に大阪府の条例で定める割合（配分割合）を掛けて算出する額と定められています。

- ・また、この算出した額だけでは財政の調整に不足する場合、大阪府の条例で定める額を加算することになっています。

- ・なお、この配分割合は、消費税など国の制度の影響を受けることから、特別区設置の日までに知事と市長で調整することになっています。

## （2）目的税交付金

- ・事業所税と都市計画税は、目的税として、大都市地域における都市環境の整備や、下水道、都市計画道路などの事業に使い道が決められています。

- ・これらの事業も特別区と大阪府で事務を分担するので、それに見合うように財源を配分します。特別区には、特別区財政調整交付金と区別し、「目的税交付金」として配ります。

## <税源の配分と徴収後のお金の流れ（イメージ）>

- ・財政調整財源・目的税（4,600 億円）は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合を特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年毎に大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際、大阪府の受け取る財政調整財源等が大阪市から移管された事務の分担に応じて使われているか検証します。

平成 24 年度決算に基づく試算では、大阪市税 6,300 億円、地方譲与税、地方交付税、宝くじなど 2,200 億円、合計 8,500 億円の大阪市の財源を、特別区と大阪府に配分します。まず、市税 6,300 億円を税源配分により、特別区には個人市民税、市たばこ税、軽自動車税など 1,700 億円、大阪府には法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税の 4,600 億円が配分されます。この 4,600 億円を財源として財政調整を行い、大阪市には財政調整交付金、目的税交付金として 3,300 億円、大阪府には財政調整財源、目的税として 1300 億円が配分されます。結果として、大阪市税 6300 億円は、特別区に 5,000 億円、大阪府に 1,300 億円が配分されることとなります。

さらに、地方譲与税、税交付金、地方交付税、宝くじなどの 2,200 億円については、特別区に地方譲与税、税交付金、臨時財政対策債として 1,200 億円、大阪府に地方譲与税、地方交付税、宝くじなど 1,000 億円が配分されます。

法人市民税、固定資産税、特別土地保有税を財源とする財政調整財源の配分割合は、平成 24 年度決算に基づいて試算した場合、特別区 77、大阪府 23 となります。なお、この配分割合については、特別区設置の日までに知事と市長で調整します。

## 8.大阪市の財産の取扱い

- ・大阪市の財産とは、学校・公園等の土地や建物、株式、貸付金等の債権、様々な目的のために積み立てている基金（いわゆる貯金）などのことです。

- ・「8.大阪市の財産の取扱い」では、これらの財産の承継先をお示ししています。

### 【基本的な考え方】

大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものです。

これを踏まえ、財産をその性質に応じて以下の 2 つに区分し、適切に承継します。

- ・学校や公園など、住民サービスを進めるうえで必要な財産は、事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継します。

- ・株式、出資による権利や債権、基金等の財産は、特別区が承継することが基本です。大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、大阪府が承継します。

- ・大阪府が承継する財産は、事業が終了した後、その取扱いについて大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。

### 8.1 学校や公園など、住民サービスに必要な財産の取扱い（行政財産など）

- ・財産に関連する事務の分担に応じて、所在地の特別区や大阪府がそれぞれ承継します。
- ・特別区のうち所在地の特別区は、主に幼稚園、小・中学校、市営（区営）住宅、市道（区道）、地域の公園、中央図書館などを承継します。
- ・特別区のうち一部事務組合は、主に市民（区民）学習センター、中央体育館、大阪プール、斎場などを承継します。
- ・大阪府は、主に高等学校、博物館、国・府道、大規模な公園、消防施設などを承継します。

### 8.2 株式、債権や基金など、上記以外の財産の取扱い（普通財産など）

- ・特別区が承継することを基本とします。
- ・大阪府は、港湾、空港、高速道路、大学などの広域的な事業、財務リスクの管理、発行済みの大阪市債の返済といった、大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、承継します。

#### <特別区が承継する財産とその配分方法>

- ・株式・出資による権利である関西電力株式会社の株式など法人・会社への出資金や株式は、各特別区に等分します。
- ・債権のうち府育英会貸付金など各種法人への貸付金は、各特別区に等分します。
- ・債権のうち災害援護資金貸付金など個人向けの貸付金は、各特別区の残高に応じて配分します。
- ・基金のうち財政調整基金、各種目的の積立基金などは、人口によって按分します。
- ・基金のうち区政推進基金など地域が特定された基金は、関係する特別区に配分します。
- ・これら以外の、例えば未利用地などは、所在地の特別区に承継します。未利用地のうち処分（売却）するものとされた「処分検討地」は、一部事務組合に引き継いで、特別区共有の財産として売却に取り組みます。

#### <大阪府が承継する財産>

- ・株式・出資による権利である大阪港埠頭株式会社、関西国際空港土地保有株式会社、ATC株式会社などの株式、阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への出資など。
- ・債権である大阪港埠頭株式会社、関西国際空港土地保有株式会社、ATC株式会社などへの貸付金、阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への貸付金など。
- ・基金である公債償還基金（大阪市債の償還のための積立基金）、財政調整基金の一部（ATC など3社の「財務リスク」とされる借入金残高に限る）。

### 8.3 公営企業等の財産の取扱い

- ・公営企業等が取得・保有している財産は、事業を承継する団体が会計ごとまとめて承継します。
- ・特別区（一部事務組合）は水道事業、工業用水道事業を承継します。
- ・大阪府は中央卸売市場事業、港営事業、下水道事業を承継します。
- ・特別区設置の日までに地下鉄・バス事業が民営化されない場合は、大阪府が承継先となります。特別区の設置後に民営化されたときは、新会社の株式は、特別区に配分します。

## <財産の承継（イメージ）>

大阪市の財産は7兆6,900億円です。

特別区等が承継する財産は5兆7,700億円（75.1%）で、内訳は、土地・建物・物品が5兆5,400億円、株式・出資が600億円、債権が600億円、基金が1,200億円です。

大阪府が承継する財産は1兆9,100億円（24.9%）で、内訳は、土地・建物・物品が1兆300億、株式・出資が3,500億円、債権が800億円、基金が4,600億円です。そのうち大阪府が承継する財産の主な内容の内訳は、株式で大阪港埠頭株式会社が300億円、関空土地保有株式会社が500億円、ATCなど3社が400億円、出資で阪神高速関係が1,200億円、市立大学が1,000億円、基金で公債償還基金が4,200億円、財政調整基金（一部）が400億円です。

なお、百億円未満を四捨五入した数値のため、内訳と合計額が合致しません。また、金額はH24一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計しているため、特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

## 9.大阪市の債務の取扱い

- ・大阪市の債務には、大阪市債と債務負担行為があります。
- ・大阪市債とは、建設事業等を行うための資金について、年度を越えて借り入れる借金のことです。
- ・債務負担行為とは、複数年度にまたがり学校の建設工事などの契約を行い、次年度以降の債務の負担を約束することです。
- ・「9.大阪市の債務の取扱い」では、これらの債務の承継先や負担方法をお示ししています。

### 【基本的な考え方】

- ・大阪市が負担していた債務は、確実に履行していきます。
- ・発行済みの大阪市債は、大阪府が承継します。その返済費用は、大阪府や特別区などが、事務の分担に応じて負担します。
- ・債務負担行為は、事務の分担に応じて、大阪府や特別区が承継します。

### 9.1 大阪市債の取扱い

- ・発行済みの大阪市債は、大阪府がまとめて承継します。
- ・返済費用は、大阪府、特別区などが、事務の分担などに応じて負担します。
- ・一般会計等の市債は、事務の分担割合に応じて、大阪府が3割、特別区が7割を負担します。
- ・各特別区の負担額は、人口を基本に按分します。
- ・大阪府や各特別区の負担額は、税源の配分や財政調整の仕組みによって必要な財源が確保されます。

### 9.2 大阪市債以外の債務の取扱い（債務負担行為）

- ・年度を越えて支出を予定している債務は、それぞれの事務に応じて、大阪府や特別区が承継します。
- ・ATC、MDC、クリスタ長堀にかかる財務リスク（損失補償債務）は、大阪府が承継します。また、将来に財政負担が発生した場合の備えとして、財政調整基金の一部を大阪府に承継します。なお、財務リスクがなくなったときは、財政調整基金をはじめ財務リスク関連の財産の取扱いについて、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。

## <債務の承継（イメージ）>

- ・大阪市債3兆3,000億円は、すべて大阪府が承継します。

- ・大阪市債以外の債務（債務負担行為）1,300 億円のうち、大阪府が 200 億円(18.8%)、特別区等が 900 億円(68.7%)を継承承継します。大阪府と特別区等の所管が混在するものは 200 億円(12.5%)です。
- ・なお、百億円未満を四捨五入した数値を表示のため、割合は合致しません。また、金額はH24 一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計しているため、特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

## 10.一部事務組合、機関等の共同設置

- ・これらは、特別区が連携して仕事を行うために法律で定められた仕組みの一つです。一部事務組合は、複数の地方公共団体が、事務を共同して処理するために設ける団体のことです。機関等の共同設置は、複数の地方公共団体が、共同で組織を設置する仕組みのことです。
- ・「10.一部事務組合、機関等の共同設置」では、これらの仕組みで行う事務をお示ししています。

### 【基本的な考え方】

特別区が担う事務は、各特別区において実施することを原則としますが、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものについては、一部事務組合や機関等の共同設置等により、特別区が連携して行います。

## 10.1 全特別区による一部事務組合

### 実施する事務

- ・国民健康保険事業
- ・介護保険事業
- ・水道事業及び工業用水道事業
- ・システム管理
- ・施設管理（弘済院、障がい者スポーツセンター、中央体育館、泉南メモリアルパークなど）
- ・財産管理（売却予定地の管理・処分など）
- ・特別区の事務の約 1,670 事務のうち、約 120 事務を一部事務組合で実施します。（半数はシステム管理事務）

### <一部事務組合（イメージ）>

北区、湾岸区、東区、南区、中央区が共同で設立する一部事務組合で、特別区の一部の事務（国民健康保険、介護保険、水道、システム管理、施設管理、財産管理）を実施します。

### 〈大阪府内における一部事務組合の事例（全31組合）〉

平成 26 年 11 月 25 日現在

#### 事務の内容例、消防

- ・組合名、大東四條畷消防組合
- ・設立年月日、平成 25 年 11 月 1 日
- ・構成団体、大東市、四條畷市

#### 事務の内容例、処理場(し尿・ごみ)

- ・組合名、南河内環境事業組合
- ・設立年月日、昭和 42 年 10 月 19 日
- ・構成団体、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町千早赤阪村

## 10.2 全特別区による機関等の共同設置

- ・身体障がい者更生相談所
- ・知的障がい者更生相談所
- ・監査委員、監査委員事務局

## 10.3 特別区及び他の市町村による一部事務組合・広域連合

現在、大阪府が構成団体となっている次の一部事務組合等については、引き続き特別区が構成団体となって事務を行います。

- ・淀川左岸、淀川右岸、大和川右岸水防事務組合
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合
- ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行っている事務

## 11.大阪府・特別区協議会（仮称）「大阪府と特別区の連絡調整の場」

- ・「11.大阪府・特別区協議会（仮称）」では、委員構成や協議事項などについての考え方をお示ししています。

### 【基本的な考え方】

- ・大阪府と特別区及び特別区相互の間の協議・調整のため、法律に基づいて大阪府・特別区協議会（仮称）を設置します。
- ・知事と区長が、特別区の仕事に必要な財源の確保（財政調整財源の配分割合）や大阪市から大阪府へ承継した財産の取扱いなど、特別区にとって重要な事項について、対等・協力の立場で協議・調整します。
- ・協議が調わない場合に備えて第三者機関を設け、円滑な協議・調整を図ります。
- ・特別区設置が決定した場合、これらの基本的な考え方に基づき、具体的な仕組みづくりを進めていきます。

### ＜大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた＞

#### 〈委員構成〉

- ・大阪府知事、5人の特別区（北区、湾岸区、東区、南区、中央区）の区長が基本です。さらに、必要に応じて議会の代表者や職員、学識経験者等を加えることができることとします。

#### 〈協議事項〉

- ・特別区の仕事に必要な財源の確保に関すること（財政調整財源の配分割合等）（財政調整財源の配分割合については「7.税源の配分・財政の調整」でご確認ください。）・財産・債務に関すること（大阪府が継承する財産の事業終了後の取扱い、株式等の処分による収入などの取扱い、財務リスク 解消時の残余財産の取扱い等）（財務リスクについては「9.大阪市の債務の取扱い」でご確認ください。

- ・大阪府と特別区の仕事の分担に関すること                      など

#### 〈協議方法〉

- ・協議が調わない場合に調整を行う第三者機関を設けるなど、円滑な協議会運営を図ります。

### 【参考】地方自治法 第282条の2第1項

都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

## 12.各特別区の長期財政推計〔粗い試算〕

出典 第17回大阪府・大阪市特別区設置協議会（平成26年7月23日）

### 【推計の目的、位置づけ、まとめ】

・特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するため、特別区ごとの長期財政推計を作成しました。

・この長期財政推計の結果からは、特別区の財政運営は十分可能です。

特別区全体では、財源活用可能額（今までの事業を拡充したり、新規事業などに回すことができる財源）は、徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、平成29～45年度の累計では、約2,762億円となる見込みです。

#### （1）北区

・平成31年度まで約50億円を超える収支不足が続くが、平成34年度には収支不足が解消します。

・平成45年度の単年度収支では、約77億円のプラスになります。

財源対策後（財源対策の内容については、後で説明する長期財政推計を行うにあたっての考え方の3財源対策でご確認ください。）を行うことにより

・収支不足に対しては、各年度とも対応が可能です。

・平成33年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して平成45年度には約75億円、平成29～45年度の累計では約749億円となる見込みです。

#### （2）湾岸区（ATCを庁舎として活用した場合）

・平成31年度まで約30億円を超える収支不足が続くが、平成34年度には収支不足が解消します。

・平成45年度の単年度収支では、約38億円のプラスになります。

財源対策後を行うことにより

・収支不足に対しては、各年度とも対応が可能です。

・平成34年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して平成45年度には約37億円、平成29～45年度の累計では約324億円となる見込みです。

#### （3）東区

・平成31年度まで約50億円を超える収支不足が続くが、平成34年度には収支不足が解消します。

・平成45年度の単年度収支では、約62億円のプラスになります。

財源対策を行うことにより

・収支不足に対しては、各年度とも対応が可能です。

・平成34年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して平成45年度には約60億円、平成29～45年度の累計では約566億円となる見込みです。

#### （4）南区

・平成31年度まで約60億円を超える収支不足が続くが、平成34年度には収支不足が解消します。

・平成45年度の単年度収支では、約72億円のプラスになります。

財源対策後を行うことにより

・収支不足に対しては、各年度とも対応が可能です。

- ・平成 34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して平成 45 年度には約 70 億円、平成 29～45 年度の累計では約 652 億円となる見込みです。

#### （５）中央区

- ・平成 31 年度まで約 30 億円を超える収支不足が続くが、平成 34 年度には収支不足が解消します。
- ・平成 45 年度の単年度収支では、約 51 億円のプラスになります。

財源対策を行うことにより

- ・収支不足に対しては、各年度とも対応が可能です。
- ・平成 33 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して平成 45 年度には約 50 億円、平成 29～45 年度の累計では約 471 億円となる見込みです。

#### （６）大阪府〔大阪市からの移管事務にかかる収支〕

- ・事業再編の効果などにより、制度移行初年度から約 17 億円の効果額が発現し、以降は徐々に拡大して、平成 45 年度には約 105 億円、平成 29～45 年度の累計では約 1,316 億円となる見込みです。

### 【大阪府における再編効果の活用】

制度移行当初から財源活用可能額が生じますが、これらについては、特別区の収支不足や、大阪府での新規投資や移転事務の拡充での活用が考えられます。

### 【長期財政推計を行うにあたっての考え方】

#### （１）算定方式

大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）」

特別区分の粗い試算は、再編効果額を足し、再編コストを引いたものを各特別区の収支見通しとします。  
大阪府分の粗い試算は、再編効果額を足し、再編コストを引いたものを大阪府の収支見通しとします。

#### （２）再編効果額と再編コスト

##### ・再編効果額

・府市再編の効果額の試算にあたっては、

①府市統合本部における事業統合や民営化などの取組み（地下鉄、一般廃棄物、病院など）、市政改革における事業見直しによる効果額

②職員体制の再編による効果額を算定しています。

・長期財政推計では、これらの金額から、大阪市の「今後の財政収支概算」に既に算入されているものなどを除き、再編効果額としています。

・平成 29 年度から 45 年度までの累計では、特別区分で約 2,630 億円、大阪府分で約 756 億円、合計約 3,386 億円を計上しています。

##### ・再編コスト

・再編コストとして、最初にかかる費用は、システム改修経費、新庁舎建設経費など約 600 億円、毎年かかる費用はシステム運用経費など約 20 億円必要と試算しています。

・不足する執務室の面積への対応は湾岸区 ATC の賃借・改修、東区、南区、中央区は新庁舎建設を想定しています。

#### （３）財源対策

特別区全体では、平成 29 年度から 33 年度の 5 年間で約 858 億円の収支不足額が見込まれるため、その不足分を解消する必要があります。（収支不足額は、平成 26 年 4 月版の大阪市の財政収支見通しで示されて

いる収支不足額（平成 29～33 年度で約 1,049 億円の不足）を踏まえて推計しており、その影響を受けています。）

各年度とも次の例のような財源対策を講じることにより対応は可能で、平成 34 年度には収支不足が解消する見込みです。

#### 【財源対策（例）】

- ・土地の売却
- ・各特別区の財政調整基金（貯金）の取り崩し
- ・大阪府からの貸付 ・地方債の発行
- ・地方債の発行

#### 【留意事項】

この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件をおいたうえで行った粗い試算であり、相当の幅をもって見る必要があります。

#### 【みなさんからよくある質問にお答えします】

問 1. 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答 1. 現在の大阪市の住民サービスの水準は維持することとしています。

協定書では、事務の承継に当たり、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぐこととしています。

財政調整制度により、必要なサービスの提供ができる財源を確保することとしています。

問 2. これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？

答 2. 特別区の設置により、高くなることはありません。

税は、特別区設置日に、それ以前の大阪市税と同じ税率としており、水道料金などについても同様の考え方です。

協定書では、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとするとしています。

問 3. これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの？

答 3. 特別区の設置により、なくなることはありません。

問 4. 今ある区役所がなくなるの？

答 4. 今の区役所は特別区の本庁舎と支所になるため、なくなることはありません。

北区

- ・本庁舎（主たる事務所） 現在の大阪市役所本庁舎
- ・支所 現在の都島区役所、現在の北区役所、現在の淀川区役所、現在の東淀川区役所、現在の福島区役所

湾岸区

- ・本庁舎（主たる事務所） 現在の港区役所
- ・支所 現在の此花区役所、現在の大正区役所、現在の西淀川区役所

東区

- ・本庁舎（主たる事務所） 現在建替中の城東区役所
- ・支所 現在の東成区役所、現在の生野区役所、現在の旭区役所、現在の鶴見区役所

南区

- ・本庁舎（主たる事務所） 現在の阿倍野区役所
- ・支所 現在の平野区役所、現在の住吉区役所、現在の東住吉区役所、現在の住之江区役所

中央区

- ・本庁舎（主たる事務所） 現在の西成区役所
- ・支所 現在の中央区役所、現在の西区役所、現在の天王寺区役所、現在の浪速区役所

協定書では、大阪市の 24 区役所及び保健福祉センターの窓口業務などは、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及びその支所等とすることにより実施することとしています。

問 5. 町名は変更になるの？

答 5. 現在の町名は残ります。

今後、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

[原則の考え方]

- ・変更前の例  
大阪市 A 区 B 町 C 丁目
- ・変更後の例  
D 区 AB 町 C 丁目

(例)

現在の町名と変更後の町名（案）

- ・淀川区 十三本町は、北区 淀川十三本町へ
- ・此花区 西九条は、湾岸区 此花西九条へ
- ・城東区 中央は、東区 城東中央へ
- ・阿倍野区 文の里は、南区 阿倍野文の里へ
- ・天王寺区 上本町は、中央区 天王寺上本町へ

問 6. 運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないとイケないの？

答 6. これまでの市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証をはじめ住所変更の手続きをしていた  
だく必要はありませんでした。

同様に、住民のみなさんにできる限り手続きをしていただく必要がないように調整します。

問 7. 特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるの？

答 7. 特別区設置後の区名や町名の変更は可能です。

区長が名称の変更を議会に提案し、区議会で過半数の賛成があれば、変更できます。

問 8. 大阪府は大阪都に名称が変更になるの？

答 8. 法令の適用上は都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままです。大阪都になるためには、  
別に法律で定める必要があります。

お問い合わせ 大阪府市大都市局 総務企画担当  
電話 06-6208-9728 FAX 番号 06-6202-9355

特別区設置協定書やこれまでの議論経過などはホームページから、特別区設置協定書で検索することで、ご覧いただけます。